

## 牛久市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

### 1. 意見募集期間

令和6年10月28日（月）から令和6年11月27日（水）まで

### 2. 意見が提出できる方

市内在住、在勤又は在学の方

市内に事務所又は事業所を有するもの

その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの

### 3. 都市計画マスタープラン（案）の公表・閲覧場所

牛久市ホームページ

都市計画課

エスカード出張所

リフレプラザ市民窓口

牛久市中央図書館

中央生涯学習センター

三日月橋生涯学習センター

奥野生涯学習センター

### 4. 意見提出数

2件

5. ご意見内容と市の考え方（※ご意見は、原文のまま掲載しています。）

通番	意見	市の考え方
1	<p>今般の計画案では、誘導施設の設定一覧表から、医療（病院）が除外されています。（案では17頁。前回の計画では15頁）                      自家用車がない人（特に老人）が病院に通うためには、デマンド型乗合タクシー、病院が提供する車両、介護保険タクシーなどを利用しますが、市街化調整地域（東部地区など）の移動性の確保について（35頁）には影響がありませんか？                      「病院バス・スクールバスの活用についても、適宜検討します」（32頁）との記述がありますが、具体的でないので、心配しております。</p>	<p>誘導施設は、市域の中でも特定の区域（都市機能誘導区域）に立地を誘導するものです。                      誘導施設から「病院」を除外することについては、現在ある病院を廃止するなど現状より不便になるような変更内容ではなく、都市機能誘導区域の内外を問わず市域全域に施設が立地することを前向きにとらえるものです。</p>
	<p>誘導施設の設定一覧表（17頁）には、現況で区域内に存在しない施設として、図書館分館、地域交流センター、地域包括支援センター、生涯学習センターが記載されていますが、これらは公共的な施設です。                      「誘導」の対象は民間の事業者を想定していると考えられます（注）ので、公共的な施設をこの一覧表に入れることは妥当ではないです。別途付属の表を作成すべきです。                      （注）「この場合、誘導は制限や規制によるものではなく、事業者がメリットを最大限享受できるような施策を講じることで立地を促進していくことが重要であると考えます。（26頁）」</p>	<p>誘導施設は制度上、都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために必要な施設と規定されており、必ずしも民間の施設のみを対象とするものではありません。</p>
	<p>計画の評価の章（55頁）では、令和22年度に達成すべき目標値が記載されています。令和22年度は今から16年後です。市長も市役所の担当職員も別の人になっており、たとえ目標が達成されなくとも、誰も責任を負いません。評価と見直しの方針（57頁）に記載されているように5年後に達成度を確認するようにすべきです。</p>	<p>本計画は策定から約20年後を目標年次とする長期的な計画となりますが、おおむね5年ごとに計画の評価を行うことが望ましいとされており、各見直し時期においては評価指標の達成度を確認することとしております。</p>

	<p>地域生活圏（小学校区）に変更がありました。</p> <p>①前回（平成 30 年 5 月版）には、奥野地区が入っていなかった。（13 頁）</p> <p>②今回は、「おくの義務教育学校周辺」及び「小坂団地の中心地のエリア」が入っている。（15 頁）</p> <p>前回、奥野地区が入っていなかったのは、意図的だったのか、あるいはケアレスミスだったのか、わかりません。しかし今回、東部地区が生活圏に入れてあるので、地域コミュニティの基盤作りのために予算が割り当てられることを期待します。</p>	<p>立地適正化計画は市町村都市計画マスタープランの一部とされ、立地適正化計画当初策定後に改定された市都市計画マスタープランの中で、各小学校・義務教育学校周辺及び小坂団地の中心地のエリアを「地域コミュニティ拠点」として位置付けており、今回の改定において、この各地域コミュニティ拠点を立地適正化計画の地域生活圏に反映する変更を行っております。</p>
2	<p>1.P50「第四章 防災指針」_2.防災まちづくりの将来像及び取組方針</p> <p>(2)防災まちづくりの取組方針</p> <p>【意見】本方針に対して賛同いたします。そのうえで、以下の方針を追記することをご提案いたします。</p> <p>災害の発生に備え、公共施設の維持管理や、必要に応じた整備・改修を図る。また、ライフラインの確保（<u>エネルギー源の多重化を含む</u>）とともに、災害リスクの周知を図る。</p> <p>【理由】自然災害の多い日本では、エネルギー供給のレジリエンス性の確保は喫緊の課題となっています。ライフラインの多重化を図ることで、災害時においても公共施設としての機能継続性を高めることができると考えます。都市ガスのインフラ設備は高いレジリエンス性を備えております。主要設備は、阪神・淡路大震災や東日本大震災クラスの大地震でも十分耐えられる耐震性を備えていることや、都市ガス導管の大部分が道路下に埋設されていることから、近年猛威を振るっている台風や集中豪雨といった風水害に対しても、地中埋設管ゆえに都市ガスが供給停止となる場合は非常に少なく、風水害被害発生時においても、継続して利用いただけるエネルギーと言えます。</p> <p>(※牛久市地域防災計画_風水害等対策計画編にも掲載：P37 第2章第2節4. ライフライン施設の対策)</p>	<p>エネルギー供給のレジリエンス性の確保は重要な課題と考えておりますが、ここでいう「ライフラインの確保」とは、個別のインフラについて特記するものではなく、電気やガスといったエネルギー源のほか、上下水や道路等を含んだ広い意味で使用しております。</p>

2.P51「第四章 防災指針」\_2.防災まちづくりの将来像及び取組指針

(3)具体的な取組とスケジュール

【意見】本取組について賛同いたします。そのうえで、以下の取組を追記することを提案いたします。

■災害時に市庁舎が最低限の機能を果たせるよう庁舎を維持管理する

〔具体的内容〕市庁舎の点検及び必要な修繕**および必要な改修等**を実施

【理由】災害時にも、公共施設が避難場所等の様々な活動拠点として機能し続けることが期待されます。エネルギー源の多重化（自立・分散型エネルギー設備の導入など）を図ることで、災害時にも安定したエネルギー供給を確立することが可能です。

例えば、レジリエンス性の高い都市ガス供給による停電対応型ガスコージェネレーションシステムは電力と熱を供給するシステムで、停電時にも電力と熱の供給を継続することが可能です。空調関連では、停電時対応型ガスヒートポンプエアコン（停電時：空調機能と電力が使用可能）もあります。また、太陽光発電と蓄電池の組み合わせも防災拠点の更なるレジリエンス性の向上が期待できるとともに、一般のご家庭や民間施設への波及を見据えると、災害に強いまちづくりの実現に大いに貢献するものと考えます。

災害時のエネルギー源の確保は重要な課題ととらえており、現庁舎が災害時の拠点として機能するためのエネルギー源としては、緊急対応期である災害発生から72時間は供給可能な非常用電源を整備する方針としております。